

第3回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

1 日 時 平成18年1月25日(水)午後1時~午後4時

2 場 所 長野県庁議会棟401号会議室

3 出席者

(委 員) 大門会長、磯部委員、石坂委員、齋藤委員(富田委員欠席)

(事 務 局) 小林情報公開課長、岸田係長、宮原企画員、羽生企画員、神原主任

4 議 題

(1) 意見聴取案件継続案件の審議

(2) 意見聴取案件審議新規意見聴取案件の報告・審議

新規提出案件160件(うち警察関係149件) 10件について承認等をした

第1回審査会提出案件のうち 22件について承認等をした

第2回審査会提出案件のうち 1件について承認等をした

(3) その他

5 議事経過

別紙(概要)のとおり審議を行った。

6 その他

次回審議会の開催日時は、平成18年3月15日(水)午前1時とし、次々回審議会の開催日時を、平成18年3月23日(木)午前1時とし、次々々回審議会の開催日時を、平成18年4月27日(木)とすることとした。

(別紙：概要)

会 長： 当審議会において意見を述べた案件中、付帯意見を付した案件について事務局から報告をお願いします。

事務局： (登録簿「備考欄」の記載について報告。)

会 長： よろしいですね。それでは、継続案件についての審議に入ります。

委 員： 案件番号101番の「県営住宅入居事務」に関する目的外提供通知の省略については、目的外提供したこととその理由を本人に通知することにより、提供した都道府県や市町村の事務に具体的な支障が生じることは考えられないのではないかと。

会 長： この件については、目的外提供の通知の省略については認めないということでもいいですか。

委 員： 了承。

会 長： それでは新規の案件ですが、事務局に説明を求めます。

事務局： (資料について説明。)

会 長： 何か問題点はありますか。

委 員： 案件番号117番の「児童生徒健全育成事務」に関する目的外提供については、概ね適当ではある。

しかし、「児童生徒による問題行動等に係る学校と警察の連絡」運用要領案の「6 学校から警察への連絡」の(1)から(3)の記載については、非行が行われた場合、あるいは非行が疑われる場合に限定されるべきではないかと。

会 長： 今の意見の内容にするということでもいいですか。

事務局： 実施機関への意見書に、その旨記載します。

会 長： それでは今回の新規意見聴取案件については終了いたします。

次回、公安委員会、警察の案件に入りますが、公安委員会・県警本部に関する案件についての審議に入る前に、公安委員会・県警本部に関する案件の全体に係る事項について、事務局から報告があるそうですので、事務局お願いします。

事務局：（資料の内容を説明。）

事務局： 前回、回収して、またある程度疑問に答えたものをお送りしてというやり取りをしていただくようになるかと思いますが、よろしくお願いします。

会長： 全体としては、そういうことで処理していけば、次回は3月15日ということですが、問題があるのはどこかというのを明確にして能率的に行いたいと思います。今日はどうもありがとうございました。